

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月26日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第6号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表第1（第26条関係）										別表第1（第26条関係）											
1～9（略）										1～9（略）											
10 阪南水道事業										10 阪南水道事業											
<u>従量料金（水量1立方メートル当たり1月につき）</u>										<u>従量料金（水量1立方メートル当たり1月につき）</u>											
メータ 一の口 径	基本料 金（1 月につ き）	1立 方メ ート ル	9立 方メ ート ル	11立 方メ ート ル	16立 方メ ート ル	21立 方メ ート ル	31立 方メ ート ル	51立 方メ ート ル	101 立方 メー トル	201 立方 メー トル	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
13ミリ メート ル	1,090 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
20ミリ メート ル	1,121 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
25ミリ メート ル	2,044 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
30ミリ メート ル	2,891 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
40ミリ メート ル	5,045 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
50ミリ メート ル	8,082 円	1立 方メ ート ル以 上8 立方 メー トル まで	9立 方メ ート ル以 上10 立方 メー トル まで	11立 方メ ート ル以 上15 立方 メー トル まで	16立 方メ ート ル以 上20 立方 メー トル まで	21立 方メ ート ル以 上30 立方 メー トル まで	31立 方メ ート ル以 上50 立方 メー トル まで	51立 方メ ート ル以 上100 立方 メー トル まで	101 立方 メー トル以 上200 立方 メー トル まで	201 立方 メー トル以 上427 立方 メー トル まで	8立 方メ ート ルを 超え	10立 方メ ート ルを 超え	15立 方メ ート ルを 超え	20立 方メ ート ルを 超え	30立 方メ ート ルを 超え	50立 方メ ート ルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	
家事 専用	8	924 円	131 円	150 円	169 円	206 円	243 円	290 円	346 円	383 円	家事 専用	8 × 戸 (室) 数	924 × 戸 (室) 数	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	300 立方 メー トルを 超え	500 立方 メー トルを 超え	100 立方 メー トルを 超え	200 立方 メー トルを 超え	300 立方 メー トルを 超え	500 立方 メー トルを 超え

<u>75ミリ メート ル以上</u>	<u>18,679 円</u>											
-----------------------------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11～18 (略)

別表第2 (第26条関係)

1・2 (略)

3～5 (略)

<u>家事 共用</u>	<u>8</u>	<u>831</u>	<u>122 円</u>									
<u>営 業・ 会 社・ 官公 署用</u>	<u>20</u>	<u>3,174</u>		<u>—</u>	<u>216 円</u>	<u>253 円</u>	<u>299 円</u>	<u>355 円</u>	<u>392 円</u>			
<u>公衆 浴場 用</u>	<u>200</u>	<u>18,667</u>							<u>—</u>	<u>164 円</u>		

11～18 (略)

別表第2 (第26条関係)

1・2 (略)

3 阪南水道事業

メーターの口径	金額 (1個1月につき)
<u>13ミリメートル</u>	<u>円 58</u>
<u>20ミリメートル</u>	<u>86</u>
<u>25ミリメートル</u>	<u>96</u>
<u>30ミリメートル</u>	<u>143</u>
<u>40ミリメートル</u>	<u>181</u>
<u>50ミリメートル</u>	<u>1,143</u>
<u>75ミリメートル</u>	<u>1,334</u>
<u>100ミリメートル</u>	<u>1,619</u>
<u>150ミリメートル以上</u>	<u>企業長が定める額</u>

4～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金及び使用料（この条例の施

行の日前から継続して給水をしている場合に限る。) は、この条例による改正後の大坂広域水道企業団水道事業給水条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。